

令和5年度インボイス制度に関する改正（その1）

2023(R5)年10月1日より、適格請求書保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が開始します。今回は2023(R5)年の税制改正のうち、免税事業者(消費税の申告・納付が免除)であった事業者の負担を軽減する措置について紹介します。

インボイス発行事業者となる小規模事業に対する負担軽減措置（2割特例）

【制度の背景】

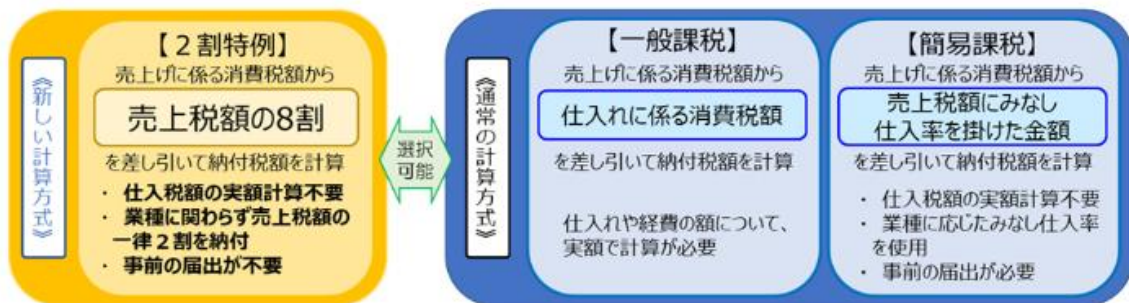
インボイス制度を開始するにあたって、より多くの事業者が「インボイス発行事業者」を選択しやすいように、免税事業者から課税事業者に移行した事業者の負担を軽減するため、いわゆる「2割特例」が創設されました。消費税の簡易課税と似た制度ですが、売上金額(消費税)を集計するだけで対応でき、事前届出も不要で、業種による違いもなく、より簡便に消費税の申告が可能となります。

【適用対象となる事業者】

- ・インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となる事業者(法人・個人)
※除外される事業者※
- ・①基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方、②資本金1千万円以上の新設法人、③調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用対象ではない場合



【計算イメージ】



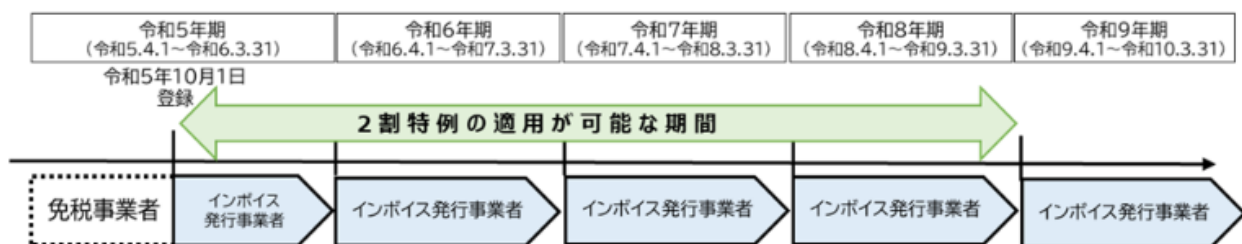
【手続】

事前の届出は不要で、継続して同一の計算方法を採用する義務はないので、適用対象期間ごとに、「2割特例」と通常の計算方式のいずれかを選択可能です。 なお、通常とは異なり、この特例対象者が簡易課税を選択したい場合、簡易課税選択届出書の提出期限は適用期間末までで大丈夫です。

【適用できる期間】

2023(R5)年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間

※3月決算の免税事業者がこの制度を使う場合の例(注:基準期間の課税売上高1千万円超は適用外)



@8月の予定

- 8/10・7月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限

- 8/31・6月決算法人の確定申告
・3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

